



新津商工会議所

No.366-1 2016年12月21日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121  
FAX:25-2332

\*\*\* 1月の主なスケジュール \*\*\*

開催日時	種別	内 容
1月6日(金)	交流会	新春賀詞交歓会 詳細は今月号をご覧ください。大勢の皆様のご参加をお待ちしております!
1月16日(月) ・17日(火)	相談会	年末調整個別相談会 詳細は今月号をご覧ください。

締切間近 新春賀詞交歓会参加者募集!

新しい年を迎え、会員同士、会議所と会員との親睦を図るため実施いたしますので多くの皆様のご参加をお待ちしております。

- ◇日 時：平成29年1月6日(金)
- ◇会 場：(株)一楽
- ◇記念講演：15:00 ~ 16:30  
講 師 長谷川 幸洋 氏 (ジャーナリスト)  
テ - マ 「激動する世界~日本の針路を考える」
- ◇年頭挨拶等：16:40 ~ 17:00
- ◇パーティー：17:00 ~ 18:30
- ◇参加費：講演会は会員限定で聴講無料、  
パーティー参加費 5,000円
- ◇申し込み：当所まで (TEL:0250-22-0121)



資金繰り円滑化相談会 (毎月、定例開催!)

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に定例相談会を開催しています。どうぞご利用ください。

- 新潟県信用保証協会定例相談会 (原則毎月第1火曜日10:00~)  
1月10日(火)・ 2月 7日(火)
- 日本政策金融公庫定例相談会 (原則毎月第2火曜日10:00~)  
1月17日(火)・ 2月14日(火)

相談会のご利用の際は当所経営指導員(遠山、近藤、真野)までご予約をお願いします。(TEL:0250-22-0121)

日本政策金融公庫 国民生活事業の融資概要

セーフティネット貸付	4,800万円	運 設 転 備	5年以内 15年以内	基準利率 1.25%~2.15%
普通貸付	4,800万円	運 設 転 備	5年以内 10年以内	基準利率 1.25%~2.25%

◎セーフティネット貸付や普通貸付申込書に添付していただく書類は一般的には次のとおりです。

【個人営業の方】	【法人営業の方】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・申告決算書 最近2期分 (申告されている場合)</li> <li>・見積書 (設備資金をお申込の場合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・履歴事項全部証明書または登記簿謄本</li> <li>・最近2期分の確定申告書・決算書</li> <li>・最近の試算表 (決算後6カ月以上経過しているか、または事業を始めたばかりで決算を終えていない方)</li> <li>・見積書 (設備資金をお申込の場合)</li> </ul>

★お申込み・お問い合わせ先★

日本政策金融公庫国民生活事業の融資申込は公庫新潟支店 (新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル9F TEL:025-246-2011・FAX:025-246-2022) か当所 (TEL:0250-22-0121) まで。

経営改善貸付 (マル経融資 ※無担保・無保証人)

融資限度額	2,000万円	運 設 転 備	7年以内 10年以内	利率 1.16% ※2016年12月9日現在
-------	---------	------------	---------------	---------------------------

融資対象者は、下記の要件を全て満たした方

- ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
- ②最近1年以上、新潟市秋葉区(新津地域)内で事業を営んでいる方
- ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下 (宿泊業及び娯楽業は20人以下)、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主の方
- ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
- ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

★お申込み・お問い合わせ先★ 新津商工会議所 (TEL:0250-22-0121)



3名の経営指導員が地区別に相談に応じています。

(北部地区：遠山、東・南部地区：近藤、西部地区：真野)

経営改善貸付の他にも様々な融資制度がありますので、お気軽にご相談下さい。

## 年末調整個別相談会のご案内

～給料・賞与を支払っている方へ～

- ◆日時：平成29年1月16日(月)・17日(火)  
9:00～12:00 / 13:00～16:00
- ◆会場：新津商工会議所 3F
- ◆対象：新津地域で個人事業を営む方
- ◆持ち物：①年末調整の書類一式(税務署より郵送)  
②平成28年分所得税源泉徴収簿(ご記入の上、お持ち下さい)  
③生命保険料・介護保険料・地震保険料・国民年金保険料等の控除証明書  
④国民健康保険料払込金額の確認  
⑤控除対象配偶者や扶養親族等の氏名、生年月日の確認



**重  
要**

- ⑥印鑑
- ⑦マイナンバー制度導入に伴い、来所時下記の方のマイナンバーが確認できるもの(メモ等)をご持参下さい。  
(支払者、受給者、受給者の控除対象配偶者や扶養親族)

※税理士関与の方はご遠慮ください。

◇◇雇用保険の適用拡大等について◇◇

### 平成29年1月1日より雇用保険の制度が変更となります

- 65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります
- ①平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合
- ②平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し、平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合  
※上記①②のいずれかに該当し、雇用保険の適用要件(1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込があること)を満たす場合には、管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」を提出して下さい。  
(②の場合は提出期限の特例があります。平成29年3月31日までに提出して下さい)  
また65歳以上の被保険者も教育訓練給付金や介護休業給付金等の支払対象となります。

【問い合わせ先】新津公共職業安定所 (TEL:0250-22-2233)

補助金情報 平成28年度 第2次補正予算に伴う

## ＜小規模事業者持続化補助金公募開始のお知らせ＞

小規模事業者持続化補助金は小規模事業者が経営計画に基づき「各種販路開拓(チラシ作成、店舗改装、展示会出展、商品開発等)、業務効率化(生産性向上を図るITの利活用等)」に係る費用の2/3を補助します。補助金の申請にあたっては、商工会議所へ事業支援計画書の作成、交付を依頼する必要があります。

1. 受付締切日 平成29年1月27日(金)  
(事業支援計画書の作成依頼は1月20日(金)までをお願いします。)
2. 補助対象者 常時使用する従業員が20人以下の小規模事業者  
(商業、サービス業は5人以下)
3. 補助上限額 50万円(補助率2/3)  
但し、(1) ①従業員の賃金を引き上げる取り組みを行う事業者  
②雇用を増加させる取り組みを行う事業者  
③買物弱者対策の取り組み  
④海外展開の取り組み  
以上については補助上限額が100万円  
(2) 複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業の場合は、補助上限額が「1事業者あたりの補助上限額」×連携小規模事業者数の金額となります。(500万円を上限)
4. 公募要項等 持続化補助金のホームページより申請書等を入手下さい。  
(<http://h28.jizokukahojokin.info/>)

本補助金の申請には応募事業者が商工会議所の支援を受けながら「経営計画書、補助事業計画書」等を作成し、商工会議所が作成する「事業支援計画書」の交付が必要となります。  
締切間際の場合には対応できないこともありますので、応募される事業者は早目に当所経営指導員(遠山、近藤、真野)までご相談下さい。

## ●○勤労者福祉共済 入会受付中!○●

勤労者福祉共済は事業所にお勤めの方々への福利厚生を目的とした共済です。1人につき300円/月の掛金で下記の事業を利用することができます。まだご加入いただいていない新津商工会議所会員事業所様は、ぜひ御検討ください。

- ①給付事業…結婚、出産、入学(小・中学校)、銀婚祝金、永年勤続ほう賞金、死亡弔慰金、障害、傷病、住宅災害見舞金 の給付。
- ②余暇事業…余暇施設を会員特別価格で利用可能。  
※H28年度は花水、新津美術館、サントピアワールドの割引券を配布しました。
- ③健康維持事業…新津商工会議所の定期健康診断の補助。
- ④福利厚生資金貸付事業…冠婚葬祭、出産、療養、耐久消費財の購入、教育などに伴う資金の貸付。

お問い合わせは、新津商工会議所へ(TEL:0250-22-0121)